「京都大学研究公正推進アクションプラン」に基づく
本研究科における「対面型チュートリアル」の実施について
（略称「対面型チュートリアル」実施要項）

2023.11.9
アジア・アフリカ地域研究研究科研究科会議　承認

（１）チュートリアルの対象者

・対面型チュートリアルは博士予備論文ないし博士論文を執筆するすべての大学院生について、大学院在学中に少なくとも一回行うものとする。

・博士予備論文執筆時に対面型チュートリアルを受講した者は、博士論文執筆時に繰り返し受講する必要はない。

・論文博士については、実施の必要について個別に決定するものとする。学識確認が不要となる者が、自動的に免除されるわけではない（たとえば、本研究科の OB でも、年数が経っている場合には、チュートリアルが必要とされうる）。

（２）チューター

・原則として、主指導教員とする。指導教員群３名全員、または２名でおこなうことも可とする。主指導教員が実施できないやむをえない事情がある場合は、副指導教員１名でおこなうことも可とする。

（３）内容

・１回のチュートリアルの人数は、チューター対学生を１対１～１対３までとする。複数の指導教員が実施する場合は、受講する学生の数を最大６名まで可とする。

・テキストは、日本学術振興会「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得」を用い、チューターおよび学生は事前にテキストを熟読する。

・チュートリアルでは、学生がテキストの要点をＡ４用紙１枚程度にまとめたものを、各自がその内容を説明する。それに対して、チューターと質疑をおこなう。

・最後に、テキストの一般論を越え、それぞれの研究内容に合わせてディスカッションをおこなう。学生から、不明点があれば、適宜質問することが望ましい。

・研究公正に関する知識の定着のため、対面でのチュートリアル実施後に受講者に日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics)[eLCoRE]（【大学院生向け】事例で「学ぶ／考える」研究倫理　ー誠実な科学者の心得ー）（以下「e ラーニング」という）を受講させる。

（４）実施方法

・チュートリアルの終了後に、「研究公正チュートリアル受講修了証」（以下「修了証」という）にチューター（指導教員）が自筆で日付・署名を書き、受講学生に渡す。学生は教務掛へ提出し、研究科長印の押印を受け、教務掛は保管用のコピーをとったうえで学

生に渡す。

・博士予備論文ないし博士論文の提出予定者を受講対象者とし、学生は修了証のコピーを論文題目申請時に提出する。なお博士予備論文執筆時にチュートリアルを受けた者は、そのコピーを博士予備論文の論文題目申請時だけでなく博士論文の論文題目申請時にも提出することで良い。

・チュートリアルの実施について大学院生と教員あてのメールのほか、博士論文提出予定者には 10 月の学位論文作成説明会において、博士予備論文提出予定者に関しては指導教員から水曜ゼミなどで周知する。

・本研究科は大学院生が研究科共通科目群『研究倫理・研究公正』（国際高等教育院の提供科目）を受講することも推奨しているが、これは対面型チュートリアルの代替ではなく、この科目を受講したか否かに関わらず、在学中に必ず 1 度は対面型チュートリアルを受ける必要がある。

・学生は e ラーニングの受講後に交付される修了証書のコピーを論文題目申請時に提出する。なお博士予備論文執筆時に e ラーニングを受けた者は、そのコピーを博士予備論文の論文題目申請時だけでなく博士論文の論文題目申請時にも提出することで良い。

※全部局共通の大学院生への論文執筆教育の取り組み

・修士・博士論文執筆前に、必ず 1 度は対面で、研究公正の基本についてのチュートリアルを学生に受講させる。（令和 4 年 9 月改正「京都大学研究公正推進アクションプラン」京都大学研究公正委員会）

・対面型チュートリアルは修士論文ないし博士論文を執筆するすべての大学院生について、大学院在学中に少なくとも一回行うものとする。

・修士論文執筆時に対面型チュートリアルを受講した者は、繰り返し受講する必要はない。（令和 4 年 9 月一部改定「論文執筆者（大学院生等）へのすべての指導教員による対面型チュートリアル要綱」　京都大学研究公正推進委員会）